

会議名	令和5年度第3回上下水道事業経営審議会
日時	令和5年11月16日(木) 14:00~15:00
場所	岐阜市役所 12階 第1研修室
出席委員	富田耕二委員、西垣信康委員、大野一生委員、杉山利夫委員、浅野裕司委員 武藤豪委員、近藤隆郎委員、後藤尚久委員(会長)、服部学委員 廣瀬美紀委員(副会長)、遠藤民雄委員、松原孝一委員、武藤仁委員
欠席委員	森健二委員、瀬瀬晴美委員
次第	1 開会 2 会議 ○審議事項 下水料金のあり方について (1) 財政計画の改定について (2) 下水料金の改定について (3) 井戸水放流量認定基準について 3 その他 4 閉会
議事概要	<p>《会議(審議事項)》</p> <p>財政計画の改定、下水料金の改定、井戸水放流量認定基準について事務局より説明</p> <p>《説明事項に対する質疑》</p> <p>(1) 財政計画の改定について</p> <p>・委員から、令和元年度料金改定時との動力費高騰の料金改定への反映方法の変更点について質問があり、令和元年度と比べて、電力料金の高騰という状況が発生し、現在も続いているため、直近の電力料金を算出し物価上昇を加味した財政計画となっていると回答</p> <p>(2) 下水料金の改定について</p> <p>・委員から、令和元年度料金改定時との平均改定率と使用水量別の改定率の反映方法の違いについて質問があり、最も使用水量の多い料金種別(1~50 m³)の改定率が平均改定率を下回らないよう設定し、使用水量の少ない料金種別(1,000 m³~)の改定率について新型コロナウイルス感染症によって水量の減少した状況がさらに進行することがないよう改定率を平均改定率より小さく設定することで、改定額が階段状になるような改定案となっていると回答</p> <p>・委員から、使用量の少ない料金種別の改定率を高くすることによって経済的弱者への負担が増加することについて質問があり、従量料金については逦増型の単価設定となっており、全ての使用者が段階を経て料金が加算されていくため、ある程度公平性はあるものと考えていると回答</p>

・委員から、他都市の料金改定の情報を把握しているかどうかについて質問があり、中核市では西宮市や長野市、県内市では関市が料金改定を実施することを把握していると回答

(3)井戸水放流量認定基準について

・委員から、井戸水の大口利用者であると考えられる市内 48 箇所の専用水道利用者の下水放流量認定方法について質問があり、次回審議会にて回答すると回答

・委員から、井戸水使用者に対する井戸水計測器設置の義務付けの必要性について質問があり、新しく給排水設備を設置する際には井戸水計測器の設置が義務となっている。一方、古くからある建物については、個別の事情が存在することが多いが、計測器を設置してもらえよう粘り強く働きかけていると回答

・委員から、井戸水の大口利用者が多い汚水放流認定基準の第 4 種について、認定基準を大幅に引き上げるなど井戸水計測器による汚水放流量の算定に自主的に移行するようにインセンティブを設ける必要があるのではないかとの意見があり、過去の認定基準に関する訴訟では、第 1 種について、使用実態と認定基準の乖離率が 15%以内とすべきとの判決がなされたが、判決をふまえた第 1 種以外もなるべく乖離しないよう公平性を考慮した改定案となっていると回答

その他

・委員から、料金収入が減少していく見通しの中での長期的な目線での事業規模のサイズダウンの必要性について質問があり、管路の維持については老朽化に伴う更新が必要である一方で、すぐに管路を削減していくことは難しいものであるが、下水処理場の改築の際には処理規模等の将来見通しを計画に反映し、極端に施設を縮小するのではなく、徐々に縮小することを検討していると回答

・委員から、料金収入が減少していく見通しの中での施設維持について、国や他市町とのつながりの中で、多角的で長期的な取り組みを進めていただきたいとの意見があり、検討していくと回答